

欧州におけるプライバシー保護技術に係る研究開発の  
最新動向調査報告書（概要）

平成 27 年 2 月 27 日  
情報通信研究機構 欧州連携センター

第一部では、欧州連合の第七次枠組計画（FP7）におけるプライバシー保護技術に係る研究プロジェクトについて、EU パーソナルデータ保護指令の改正動向とともに紹介する。

### **プライバシーと人権**

欧州におけるプライバシー保護政策の特徴の一つは、プライバシーの権利が人権として定められていることである。欧州人権条約の第 8 条、そして、欧州連合基本権憲章の第 7 条と第 8 条は、それぞれプライバシーとパーソナルデータ保護に捧げられており、法的拘束力を持つ。だが、欧州評議会加盟国の全てが欧州人権条約を批准しているわけではない（英国など）。また、欧州評議会加盟国と EU 加盟国は、欧州人権条約と欧州連合基本権憲章を国内の法体系と伝統に従って、それぞれ異なる仕方で解釈し、国内法化しているため、国によって人権保護に対するアプローチが異なる。

### **EU パーソナルデータ保護指令とその改正動向**

欧州では、一般にプライバシーが人権の一つとして考えられている一方で、データ保護に関する個別の EU 法として、1995 年 10 月に EU パーソナルデータ保護指令が成立し、その後、各 EU 加盟国内で国内法化されており、同法が EU 圏域でパーソナルデータ保護に係る法枠組みを提供している。2012 年 1 月には、同指令を近代化する改正案が欧州委員会によって提案されており、欧州議会での審議の後、現在欧州連合理事会にて審議の最中である。同改正案においては、特に、データ管理者のデータ保護・バイ・デザイン原理の採用義務（第 23 条）、データ保護影響評価の実施義務（第 33 条）、プライバシー認証スキームの促進（第 39 条）等がプライバシー保護技術の研究開発に係る重要な改正ポイントである。なお改正案では、「プライバシー（privacy）」よりも狭い意味である「データ保護（data protection）」という言葉が使用され、プライバシー・バイ・デザインではなく、「データ保護・バイ・デザイン（data protection by design）」と表現されている。

現在、データ保護・バイ・デザインについては、データ保護・バイ・デザインを実現する技術の名称、すなわち、開示データの最小限化、偽名化等のプライバシー保護措置の名称を具体的に記した文章を法文（前文第 61 パラグラフ）に付け加えるか否かという点が欧州連合理事会において議論されている。また、改正案の第 39 条は、データ保護を認証（certificate）するメカニズム、また、データ保護シールとマークの設置を促しているが、プライバシー・バイ・デザインを実施して開発された製品の認証も含み、そのような製品には、データ保護シールやマークが付けられることとなる。

### **FP7 におけるプライバシー・バイ・デザインの方法論に係る研究プロジェクト：PRIPARE と PARIS**

欧州ではプライバシー保護法制度の近代化が進められている一方で、それに合わせる仕方で、FP7 においてプライバシー保護技術の研究開発が進められている。まず、プライバシー・バイ・デザインを実施する方法論に係る FP7 プロジェクトとして、PRIPARE プロジェクトと PARIS プロジェクトがある。前者はプライバシー・バイ・デザインの一般的な方法論の策定を目指しているのに対して、後者は監視システムへのプライバシー・バイ・デザイン原理の導入を目標としている。これら 2 つのプロジェクトには、技術開発者だけでなく、プライバシー保護法の専門家、法律家もプロジェクトに参加しており、学際的な研究を実施している。特に、ベルギーの KU ルーヴァンに設置された「ICRI/CIR」という情報社会における法律と知的財産権に関する研究を実施している機関がこれら双方のプロジェクトに加わっている。

- ・ PRIPARE プロジェクト: 研究期間: 2013 年 10 月～2015 年 9 月 (24 ヶ月) / 予算 (EU 拠出分) : 131 万ユーロ (109 万ユーロ)
- ・ PARIS プロジェクト: 2013 年 1 月～2015 年 12 月 (36 ヶ月) / 予算 (EU 拠出分) : 477 万ユーロ (349 万ユーロ)

#### **KU ルーヴェンのICRI/CIR**

KU ルーヴェン法学部に設置されている ICRI/CIR は、ICT に係る法研究 (特に EU 法) に関しては、欧州で五本の指に入る研究組織である。ICRI/CIR は、研究機関、中小企業及び大企業、ベルギーの政府機関とプライバシー保護所管機関、欧州委員会、イタリアに設置された EU の共同研究センター (JRC) 等に、ICT に関して法的観点から助言、勧告を行っている。同機関は、数多くの EU プロジェクトに参加しており、プロジェクトパートナーの企業や研究開発組織に法律の専門知識を供給している。

#### **FP7 におけるプライバシー強化技術に係る研究プロジェクト: ABC4TRUST と PRACTICE**

プライバシー強化技術 (Privacy Enhancing Technology: PET) に関する大型 FP7 プロジェクトとして、ABC4TRUST プロジェクトと PRACTICE プロジェクトがある。前者は、ユーザーがオンライン認証の際に認証者に開示する必要がある個人情報を最小限化する技術を開発している。オンライン認証時に開示が必要な個人情報を最小限化することは、プライバシー保護の原則の一つであり、EU パーソナルデータ保護指令改正案の第 23 条において、それを実現する措置を採用することがデータ管理者の義務として定められていると同時に、PRIPARE プロジェクトでも重要視されている。後者は暗号技術により、クラウドシステム全体のセキュリティを向上させることを目標としている。特に、クラウドプロバイダーにさえユーザーの個人情報を見えなくする技術を開発しており、従来の SLA によるプロバイダーとの契約によるデータ保護を超えるものである。

- ・ ABC4TRUST プロジェクト: 2010 年 10 月～2015 年 2 月 / 全予算 (EU 拠出分) : 1359 万ユーロ (885 万ユーロ)
- ・ PRACTICE プロジェクト: 研究期間 2013 年 11 月～2016 年 10 月 (36 ヶ月) / 予算 (EU 拠出分) : 1046 万ユーロ (755 万ユーロ)

#### **CASED と EC SPRIDE**

欧州の金融、経済の中心地である独フランクフルト市に隣接するダルムシュタット市は、欧州随一の情報セキュリティ研究開発地域であり、CASED と EC SPRIDE という二つの組織が設立されている。ダルムシュタット工科大学、ダルムシュタット応用科学大学、フラウホーファー研究所 SIT (Secure Information Technology) は、2008 年に CASED (Center for Advanced Security Research Darmstadt) という情報セキュリティの研究開発に特化した研究機関を設立している。CASED は情報セキュリティの研究に関しては欧州で最大の研究組織 (約 300 名の研究者) であり、情報セキュリティに関するあらゆる研究を実施している。また、ダルムシュタット工科大学とフラウホーファー研究所 SIT は、2011 年に EC SPRIDE (European Center for Security and Privacy by Design) という組織を共同で設立している。EC SPRIDE は、プライバシー及びセキュリティ・バイ・デザインの実用化を研究しており、ドイツ連邦教育・研究省から資金を供給されている。EC SPRIDE は CASED と緊密に連携して活動する。

第二部においては、フランスとベルギーにおける国内研究プロジェクト、SPION プロジェクトと LYRICS プロジェクトを紹介する。

#### **SPION プロジェクト**

SPION プロジェクトはソーシャルネットワークにおけるプライバシー保護について、技術的な観点からだけでなく、経済、法等の観点からも研究を行う学際的な研究である。同プロジェクトは、特に、ソーシャルネットワークのプロバイダーとステークホルダーの責任に焦点を当てることにより、プライバシーとセキュリティの懸念に対応する方法を研究する。また、同プロジェクトは、ベルギーのフラマン地域圏の研究開発助成機関である科学・技術革新庁（IWT: agency for Innovation by Science and Technology）から資金を供給されている。

#### **LYRICS プロジェクト**

LYRICS プロジェクトは、e チケット等の非接触型サービスを可能にする NFC 技術向けのプライバシー強化暗号を開発する。同プロジェクトは、新しい暗号ソリューションによって、NFC ユーザーが必要最小限のパーソナルデータを開示するだけで、各種サービスを利用できるようにすることを目的とする（データ最小限化原則の適用）。同プロジェクトは、フランスの国立研究機構（ANR）から助成されている。